

商法（運送・海商関係）部会 旅客運送分科会資料	7
----------------------------	---

## 商法（旅客運送関係）の改正に関する要綱案のたたき台

### 目次

第1	旅客運送についての総則的規律.....	2
1	総論 .....	2
2	旅客運送契約 .....	2
3	旅客に関する運送人の責任.....	2
4	旅客の携帯手荷物に関する運送人の責任.....	3
第2	海上旅客運送 .....	4

(前注) 本分科会資料では、要綱案のたたき台となるべきものを太字で示し、そのうち特に必要と思われる事項につき説明を記載した。

## 第1 旅客運送についての総則的規律

### 1 総論

商法第2編第8章第3節(旅客運送)の規律について、2から4までのような見直しをした上で、これらを陸上運送、海上運送及び航空運送のいずれにも適用するものとする。

### 2 旅客運送契約

旅客運送契約は、運送人が旅客を運送することを約し、相手方がこれに対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

### 3 旅客に関する運送人の責任

(1) 商法第590条第1項の規律を維持した上で、次のような規律を設けるものとする。

ア 運送人の損害賠償の責任(旅客の生命又は身体の侵害によるものに限る、運送の遅延を原因とするものを除く。)を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。

イ アは、次に掲げる場合には、適用しない。

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域において運送する場合

(イ) 運送により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者を運送する場合

(2) 商法第590条第2項を削除するものとする。

(説明)

1 第5回会議では、特に運送により生命又は身体が危険にさらされる重病者等を運送する場合について、現在でも運送事業者の運送引受義務が免除されていることを前提に、本文(1)アの規律のみを設けた場合には、運送の引受けが拒絶される可能性が高く、へき地で医療を必要とする重病者など、真に運送サービスを必要とする者が運送されなくなるおそれがある旨の意見があった。

2 そもそも、本文(1)アのような片面的強行規定を提案する趣旨は、旅客の生命又は身体という法益の重要性によるものであるが、運送事業者の運送引受義務が免除されているような場合についてまで画一的に片面的強行規定を及ぼすことにより、かえって、真に運送サービスを必要とする者が運送されなくなり、その者の生命又は

身体の保護に欠けるところとなることは、適当でない。

そこで、上記の片面的強行規定の例外として、本文(1)イ(ア)及び(イ)の場合を掲げることとしている。

もとより、このような場合には、運送事業者から重病者等の旅客に対し、運送に伴うリスク、公共交通機関としての性格、運送人として対処可能な範囲等につき十分な説明がされることが重要である。そして、商法上は、本文のような整理をすることも、運送人と旅客の間の特約については、個別事案に応じて、消費者契約法又は民法第90条によりその有効性が判断されることとなる。

(注) 第5回会議では、運送人の過失に関する立証責任を旅客に負わせる特約についても、これを無効とすべきではないかという観点から、議論があった。

この点については、もっともな指摘であるものの、これまでの分科会の審議及びパブリック・コメントでは、片面的強行規定の適用範囲を明確にすべきであるという意見が多かったこと、旅客の利益を害する条項としては様々なものが一応は考えられるが、現時点では、運送人の損害賠償責任を減免する条項以外の条項について直ちに立法事実が認められるというわけでもないこと、本文(1)アの規律の新設に伴い、これを潜脱するような条項については民法第90条等による対処も可能であること等を踏まえ、本文(1)アの規律を維持することとしている。

#### 4 旅客の携帯手荷物に関する運送人の責任

商法第592条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 運送人は、旅客から引渡しを受けない手荷物(旅客の身回り品を含む。)の滅失又は損傷については、故意又は過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わない。
- (2) 損害賠償額の定額化(商法第580条)、責任の特別消滅事由(同法第588条)その他の物品運送人の責任の減免に関する規定(同法第578条を除く。)は、(1)の運送人の責任について準用する。

(説明)

第4回会議の審議を踏まえ、中間試案を維持している。本文(2)の規律の実質については、物品運送に関する部会の審議結果を踏まえ、来年1月の分科会において再度確認することを予定している。

なお、中間試案における第1部の第3の5の項目(運送人の旅客運送契約に基づく債権の消滅時効)については、本年3月に閣議決定された民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案において対処されているため、取り上げていない。

## 第2 海上旅客運送

商法第777条から第787条までを削除するものとする。